

(7) 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

【令和7年度予算概算決定額 44,604（41,924）百万円
（所要額）】

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
（いずれも規模要件はありません）

※ 集落営農の要件は、①組織の規約の作成、②対象作物の共同販売経理の実施、③「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」について、市町村が確実に行われると判断するもの、とします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

【10a当たり標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

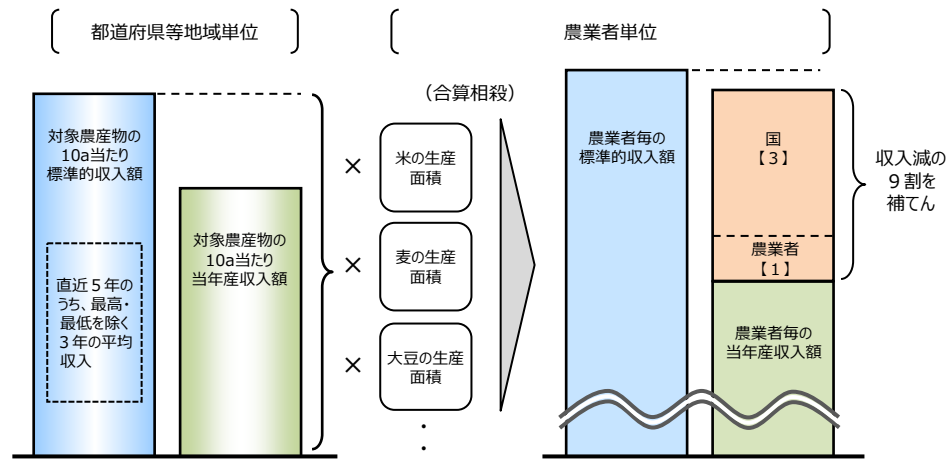
【10a当たり当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3) ナラシ対策の仕組み

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

(参考) ナラシ対策の各年産の加入状況等

	加入申請件数	うち、米の 加入申請件数		加入申請面積 (米)	主食用米の カバー率(試算)
		(万件)	(万件)		
H27年産	11.2	(万件)	10.1	(万ha)	(%)
H28年産	11.0		9.8	55.0	56.2
H29年産	10.6		9.5	55.3	56.9
H30年産	10.1		9.1	55.7	58.5
				57.1	61.2
R元年産	8.8	7.8	(+収入保険(1.5): 9.3)	49.9	51.4
			(+収入保険(10.7): 60.6)	(+収入保険(10.2): 61.6)	
R2年産	7.8	6.8	(+収入保険(2.3): 9.1)	46.4	47.7
			(+収入保険(17.9): 64.3)	(+収入保険(17.2): 64.8)	
R3年産	6.8	5.9	(+収入保険(3.7): 9.6)	37.9	40.3
			(+収入保険(27.8): 65.7)	(+収入保険(26.2): 66.5)	
R4年産	6.0	5.1	(+収入保険(5.0): 10.1)	31.6	35.3
			(+収入保険(37.1): 68.7)	(+収入保険(35.7): 71.0)	
R5年産	5.4	4.6	(+収入保険(5.7): 10.2)	29.2	33.1
			(+収入保険(39.6): 68.8)	(+収入保険(39.1): 72.2)	
R6年産	4.9	4.1	(+収入保険(5.7): 9.8)	27.2	—
			(+収入保険:—)		

※ 加入申請件数・面積は、積立申出した者の数値。
※ R元年産以降の下段カッコ内は、ナラシと収入保険の合計値。
※ ナラシのカバー率は、ナラシ加入数量(ナラシの米の加入申請面積に単収を乗じて算出)を米の農産物検査数量(水陸稲)で除して試算。
収入保険のカバー率は、収入保険加入数量(加入面積に単収を乗じて算出)を米の農産物検査数量(水陸稲及び飼料用米)で除して試算。
(R6年産のカバー率は、農産物検査数量等が未確定のため現時点では試算していない。)

(参考) ナラシ対策：令和5年産米の当年産収入額及び補てん額（試算）

【R4年産：全国】

米価※1：13,844円/60kg
作況：100

R4当年産収入額※3+ナラシ補てん額※5。（試算）
122,680円/10a

R4標準的収入額 123,724円/10a

差額の9割を
上限に補てん※5

ナラシ補てん額
9,396円/10a

当年産収入額※3
113,284円/10a

【R5年産：全国】

米価※2：15,286円/60kg
作況：101

R5当年産収入額※4（試算）
124,047円/10a

R5標準的収入額 119,219円/10a

当年産収入額※4
124,047円/10a

※1 R4年産米価は、出回りから翌年10月までの全国の全銘柄平均価格(包装代、消費税含む)。
※2 R5年産米価は、出回りから翌年3月までの全国の全銘柄平均価格(包装代、消費税含む)。
※3 R4年産収入額は、R4年産水稻の10a当たり収量に、R4年産米価(R5年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず)を乗じて算出。
※4 R5年産収入額は、R5年産水稻の10a当たり収量に、R5年産米価(R6年3月までの全銘柄平均価格、包装代、消費税含まず)を乗じて算出。
※5 実際の補てん額は、地域ごとに定められた標準的収入額等に基づき、麦や大豆等の他のナラシ対象作物目ごとの収入差額を合算相殺して算出。

(参考) 令和5年産ナラシ対策の支払実績 (令和6年8月31日現在)

全国・都道府県				加入件数 (件)	支払件数 (件)	補てん総額 (億円)
全 国				53,078	11,912	32.30
北 海 道				11,832	1,562	4.34
東 北	青 森 県			2,548	-	-
	岩 手 県			1,071	32	0.05
	宮 城 県			1,868	-	-
	秋 田 県			4,690	431	0.54
	山 形 県			3,933	68	0.15
	福 島 県			2,198	9	0.03
関 東	茨 城 県			1,696	13	0.02
	栃 木 県			2,676	64	0.05
	群 馬 県			461	-	-
	埼 玉 県			552	4	0.00
	千 葉 県			597	-	-
	東 京 都			-	-	-
	神 奈 川 県			65	-	-
	山 梨 県			46	42	0.03
	長 野 県			775	41	0.19
	静 岡 県			163	-	-
北 陸	新 潟 県			7,040	6,488	22.47
	富 山 県			792	768	2.40
	石 川 県			900	13	0.02
	福 井 県			343	313	1.02
東 海	岐 阜 県			242	5	0.00
	愛 知 県			287	22	0.01
	三 重 県			345	-	-
近 畿	滋 賀 県			909	494	0.06
	京 都 府			117	3	0.01
	大 阪 府			10	-	-
	兵 庫 県			505	42	0.04
	奈 良 県			55	-	-
	和 歌 山 県			14	-	-
中 国・四 国	鳥 取 県			104	95	0.16
	島 根 県			205	-	-
	岡 山 県			270	239	0.07
	広 島 県			97	1	x
	山 口 県			124	3	0.00
	徳 島 県			74	67	0.07
	香 川 県			155	88	0.16
	愛 媛 県			246	213	0.16
	高 知 県			60	-	-
	福 岡 県			942	6	0.00
九 州	佐 賀 県			1,078	1	x
	長 崎 県			228	9	0.00
	熊 本 県			1,547	23	0.01
	大 分 県			383	5	0.00
	宮 崎 県			509	477	0.03
	鹿 児 島 県			294	271	0.19
沖 縄 県				32	-	-

(注1) 加入件数は、令和5年8月31日時点の積立金納付者の件数である。

(注2) 支払件数及び補てん総額は、令和6年8月31日時点の数値である。

(注3) ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。

(8) 収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、**農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償**します！



加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 保険期間の前年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績があれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。

令和6年に収入保険に加入している農業者は、99,128経営体です。
そのうち米を生産している者は、60,363経営体です。



保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

- ※ 補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。
- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含めます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険 加入者の声

石川県小松市 （株）北村農産 代表 北村 栄治さん
（経営規模：水稲23ヘクタール、麦7ヘクタール、ハウストマト9棟、露地野菜40アール）

令和3年1月に株式会社となりました。令和4年は8月4日の豪雨により**川が氾濫して洪水となり大打撃**を受けました。農作業場に污水が入り乾燥機などの農機具に故障が続出。**ハウスと水田もほとんどが冠水**しました。ここまでの被害は今までになく、**収入保険に加入していなかったらと思うとゾッとします。**

自然災害はどうしても避けられず、今後も米価下落やコロナ禍など様々なリスクが予想されます。過去の収入減少時に救われたこともあり収入保険は頼れる存在です。



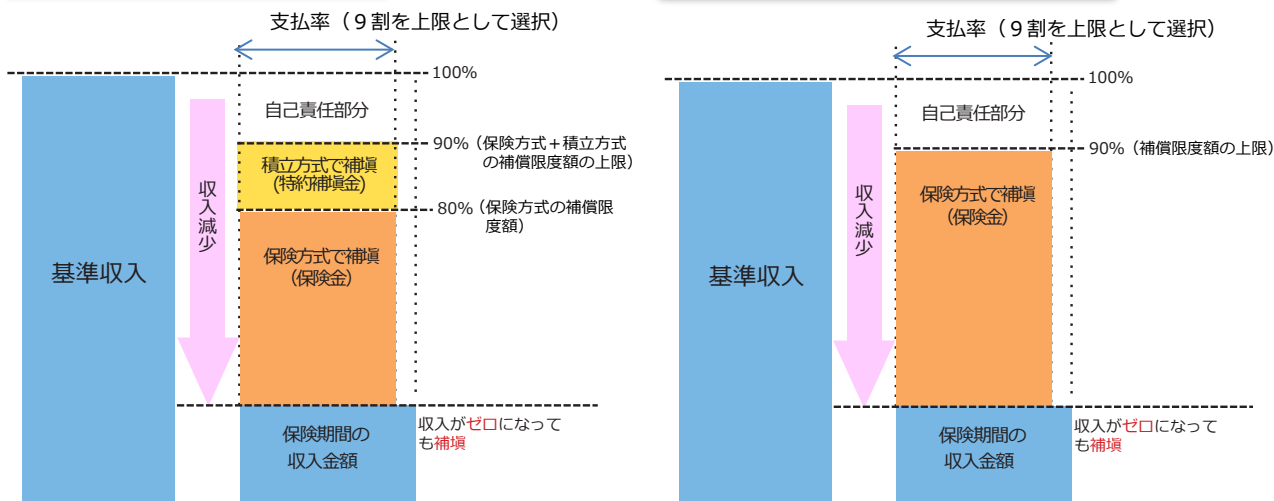
（NOSAI石川広報誌（虹）2023年春号より要約）

収入保険の補填方式

例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロになったときは、下のいずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。（※ 5年の青色申告実績がある者の場合）。

積立方式併用タイプ

保険方式補償充実タイプ



【基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金】

積立方式併用タイプ (保険方式80%＋積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料(事務費)	2.2万円	付加保険料(事務費)	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

- ※ 保険料には50%、積立金には75%の国庫補助があります。
- ※ 保険料は掛捨てになります。積立金は補填に使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。
- ※ 保険料については経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。
- ※ 補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

付加保険料（事務費）を安くすることができます！

共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約を利用する方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

- ・インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合：新規加入者4,500円引き、継続加入者3,200円引き
(インターネット申請のみ利用する場合：新規加入者4,500円引き、継続加入者2,200円引き/自動継続特約のみ利用する場合：新規・継続加入者ともに1,000円引き)

無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補填金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中に自然災害や価格低下等により、補填金の受け取りが見込まれる場合、NOSAI全国連から無利子のつなぎ融資（実質的な保険金等の前払い）を受けることができます。**



収入保険に関心のある方は、**全国農業共済組合連合会**又は、**相談窓口（農業共済組合）**までお問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>（全国農業共済組合連合会ホームページ）

※ 収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会（NOSAI全国連）のホームページでご覧になれます。



収入保険 NOSAI

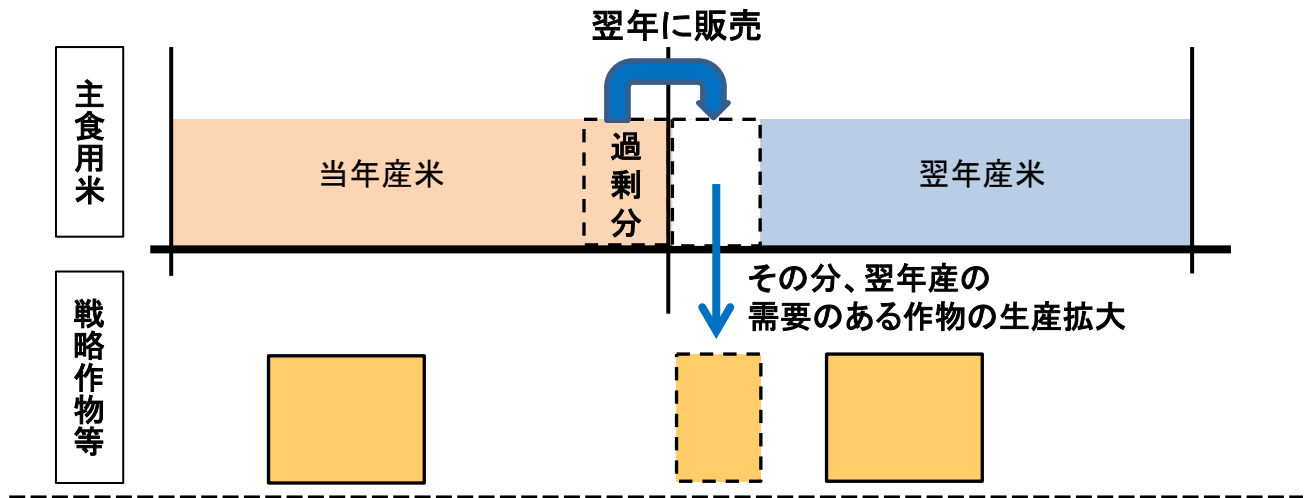


検索

(9) 主食用米の需給安定の考え方、米穀周年供給・需要拡大支援事業

① 主食用米の需給安定の考え方

- ・「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」に主食用米を長期計画的に販売する取組や、海外用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置として、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」を実施。（米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和7年度予算概算決定額：50億円（令和6年度予算額：50億円））
- ・「必要な場合」に、この支援措置を活用して、過剰分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金等を活用して、翌年産の需要のある作物の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。（水田活用の直接支払交付金等：令和7年度予算概算決定額：2,870億円（令和6年度予算額：3,015億円））



② 米穀周年供給・需要拡大支援事業のスキーム

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援。

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現。

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開発・コースに基づく播種前契約のための取組、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等を支援します。

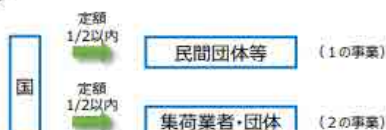
産地事業

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- ① 主食用米を翌年から翌々年に降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

〔セミナー〕



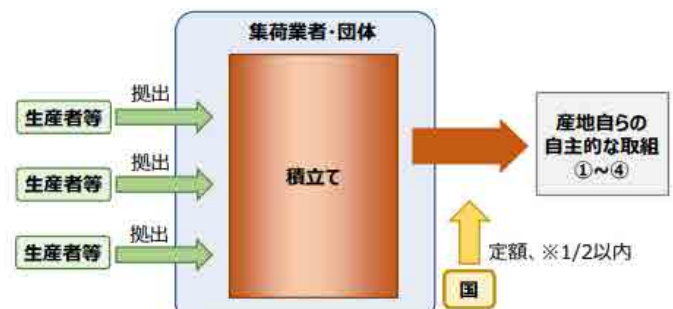
〔展示商談会〕



〔個別商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援



※ 値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外。

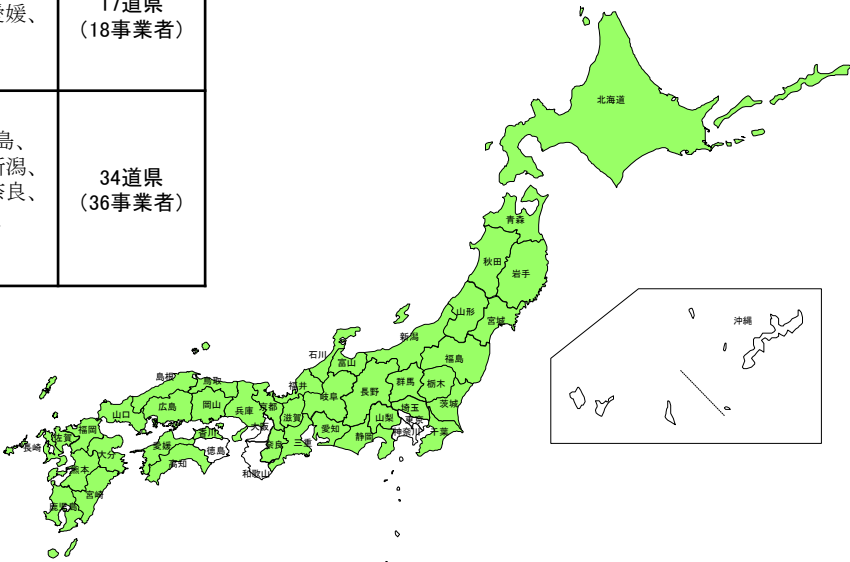
③ 米穀周年供給・需要拡大支援事業の体制整備状況

- 米穀周年供給・需要拡大支援事業の体制整備は、41道府県の47事業者において行われている状況。
- 令和6年度においては、17道県の18事業者が応募（令和5年度は、34道県の36事業者が事業を活用）。
- 出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。

事業に必要な体制整備を行っている産地(41道府県)

注)「事業に必要な体制整備を行っている産地」は、事業要件である生産者等による積立の体制整備等を行っている事業者が所在する道府県。(経済連・県本部等の事務担当者へのヒアリング結果)

【令和6年度事業申請状況】 北海道、青森、岩手、宮城、山形(2)、栃木、千葉、長野、静岡、新潟、富山、石川、愛知、広島、愛媛、福岡、佐賀	17道県 (18事業者)
【令和5年度事業活用状況】 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形(2)、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、長野、静岡、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、兵庫、奈良、鳥取(2)、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、大分、鹿児島	34道県 (36事業者)



主な産地	これまでの主な取組概要
北海道	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【海外向けへの販売促進等の取組】 ・ 海外向け北海道米PRパンフレットの作成配布 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のPR ・ 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のPR ・ 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 ・ 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【海外向けへの販売促進等の取組】 ・ 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」PRキャンペーンの開催 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR ・ 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR ・ JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 ・ インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	【長期計画的販売の取組】 ・ 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 【海外向けへの販売促進等の取組】 ・ 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 【業務用向け等への販売促進等の取組】 ・ 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のPR ・ 毎月2日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

(10) コメ海外市場拡大戦略プロジェクト

「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」は、コメの輸出量を飛躍的に拡大すべく、平成29年9月に立ち上げ。本プロジェクトは、目標及び取組方針を掲げてコメ・コメ加工品の輸出拡大に取り組む事業者・産地が参加可能なプラットフォームであり、参加者への支援を実施。

・《国による支援》
 ・戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して実施する取組を後押し
 ・（新たに）輸出に取り組む事業者・産地に対するマッチング・相談等サポート
 ・輸入規制についての情報発信

支援



輸出目標の達成に向けたコメ・コメ加工品輸出の飛躍的増加

「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」の参加状況について

○ 本プロジェクトの参加状況

○ 令和7年3月5日時点で125の戦略的輸出事業者、167の戦略的輸出基地が2025年の輸出目標と目標達成に向けた取組方針を設定。

(ア) 戦略的輸出事業者 125事業者（目標数量合計 17.2万トン(原料米換算)）

(イ) 戦略的輸出基地

(1) 団体・法人 158産地

(2) 都道府県単位の集荷団体等 8団体（JA全農県本部、経済連）
（(1)以外の産地も含めた取組を推進する都道府県単位の団体等）

(3) 全国単位の集荷団体等 1団体（JA全農）
（(1)、(2)以外の産地も含めた取組を推進する全国単位の団体等）

○ 今後の取組方針

KKP参加事業者に対して、戦略的輸出事業者が産地と連携して取り組むプロモーション等に対する支援、戦略的輸出事業者と産地のマッチングの推進や海外規制動向のタイムリーな情報発信等の施策を通じて輸出を強力に後押し。

○ 主な戦略的輸出事業者（輸出目標上位5事業者を抜粋）

○ 主な戦略的輸出基地（令和3年産輸出用米生産実績上位5産地を抜粋）

戦略的輸出事業者	輸出目標	重点国・地域	【団体】		【農業法人】	
			都道府県	戦略的輸出基地	都道府県	戦略的輸出基地
JA全農	コメ：50,000トン パックご飯：200万食	中国、北米、EU、アジア等	新潟県	JAグループ新潟 米輸出推進協議会	新潟県	(株) 新潟クボタ
(株)神明	コメ：10,500トン パックご飯：100万食 米粉・米粉製品：100トン	中国、アジア、EU等	宮城県	JAみやぎ登米	青森県	(株) みちのくクボタ
(株)クボタ	コメ：10,000トン	米国等	岩手県	JA岩手ふるさと	北海道	(株) 芦別RICE
全農イノチオ(株)	コメ：10,000トン パックご飯：100万食	中国、北米、EU、アジア等	茨城県	茨城県産米輸出推進協議会	山形県	(株) 庄内こめ工房
木徳神糧(株)	コメ：6,000トン	中国、香港、北米、EU、 東南アジア（シンガポール・タイ等）、オーストラリア、アジア等	福井県	JA福井県	北海道	(株) 松原米穀 契約生産者組合

農林水産省ホームページで「米の輸出について」のページを開設しています。
「米の輸出について」のページには、本プロジェクトの情報やコメ輸出に関する様々な情報を掲載しています。
また同ページには、コメの輸出について分かりやすく説明した動画を公開しています。

（農林水産省ホームページ「米の輸出について」URL）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome_yusyutu/kome_yusyutu.html